

有安道人『弾僧侶妻帯論』と

有安老人『対客一話』について

——付録『対客一話』翻刻資料——

菅原研州

一、はじめに

本論は、明治時代当時に、僧侶の結婚を強く批判した有安道人こと西有穆山『弾僧侶妻帯論』と、新出資料である有安老人『対客一話』を比較検討することで、後者の著者を確定することを目的とした研究である。

二、有安道人『弾僧侶妻帯論』について

『弾僧侶妻帯論』については、かつての研究において「聖道門の出身者に違いないが、その出身・経歴は未だ探索し得ない」⁽¹⁾とある通り、著者不明とされていたが、その後において曹洞宗の明治期を代表する宗乗家であった西有穆山（一八二一〜一九一〇、

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

大本山總持寺独住第三世）であるとされようになった。⁽²⁾

改めて本書についての概要をまとめておきたい。

・構成 『弾僧侶妻帯論』『弾僧侶妻帯論二 説夢編（以下、「第二説夢編」と略記）』の二部構成

・執筆時期 前編の奥書に「明治十二年三月五日」とあるが、これは摺筆時期であろう。後編の「第二説夢編」については、前編部分末尾の記載から既に構想があり、前編とそれほど時を置かずに示されたものか

・刊行時期 不明だが、執筆時期とそれほど離れている印象はなく、先に挙げた日付をそのまま刊行時期とする見解もある

・出版社 前編末尾の欄外に「成文社刊行」とあるため、当時、東京府東京市京橋区内に所在した出版社から刊行されたものと思われる。ただし、奥付等は無く、著者等による自費出版である可能性が指摘される⁽⁴⁾

・聞書者 夏目義順による⁽⁵⁾

本書の著者が近年まで定められなかった理由として、特定の宗派について言及したのではなく、明治一〇年代の日本仏教界全般についての憂慮を示したものが挙げられよう。西有の史伝を紹介する文献でも、法嗣の岸澤惟安（一八六五〜一九五五）による『先師西有穆山和尚』では本書が紹介されておらず、後年のRichard Jaffeによる指摘を経て、『西有穆山禪師——没後百年を迎えて』でようやく記載されたが、『弾僧侶妻帯論』と名前を間違えて紹介されるほどであり、十分な検討などを経た推

定とはいえない印象であった。なお、最新の研究成果を含む『西有穆山という生き方』では書写本の存在も指摘されており、その結果、閲書した者についても、西有の側近であった夏目義順であると判明している。文面からは著者不明であるにも関わらず、西有が著者の名前に挙がった理由は、上記のような経緯がある。

本書には、「有安道人」という著者名（講演者名）が記されている。そして、西有には「有安老人」という呼称もあった。明治一六年（一八八三）に、現在の静岡県掛川市内に所在する曹洞宗長松院で西有が講義した『正法眼蔵開講備忘』は、「有安老人人口演」と書かれている⁽⁶⁾。他にも明治二六年に鴻盟社から刊行された『安心訣（一名帰依三宝訣）』も「有安老人人口演」とある。「有安道人」と「有安老人」という呼称のわずかな相違は特段問題にはならなかったといえよう。

先ほど指摘した通り、本書は特定の宗派に依拠して書かれてはいない。そのため、かつての研究で「聖道門の出身者」と推定された理由は、本書の論調が基本、僧侶の結婚を批判する内容であったということ、以下の数節が影響していると思われる。

僧侶ノ妻帯ハ法滅ノ相ニノ淫風ノ盛ナルハ亡國ノ兆ナリ故
ニ予對人屬之ヲ誠ム間々之ヲ信スルモノアリト雖モ守ルモノ
殆ト稀ナリタマ、歎息スルニ當テ或問テ曰ク天地陰陽アリ
人之ニ法リテ男女夫婦アリ是自然ノ理ナリ何ントシテカ佛是
れヲ戒ルヤ夫レ天理ニ背クモノハ廢リ天理ニ合フモノハ興ル
故ニ清僧宗ハ日ニ衰ヘテ妻帯宗ハ月ニ盛ナルニアラスヤ⁽⁷⁾

本書の特徴として、僧侶のあり方を持戒者としての「清僧宗」と、破戒者としての「妻帯宗」とに二分化して見つつ、前者を肯定していることが挙げられる。管見の限り、この区分は本書特有の言い回しであり、かつてであれば「聖道門・浄土門」などと記載されたことであろう。しかし、明治五年に、僧侶の結婚について政府が関与しないことを表明した「太政官布告」第一三三号（通称「肉食妻帯令」）の文言を承けた時代だからこそ、許された表現であったと思われる。そのため、執筆時期などについて、明治一二年という記載と矛盾しないことが理解出来る。

然ラハ則神佛ヲ敬信スルモノハ清僧ヲ愛スヘシ清僧ノ多キハ
神佛ノ喜フ所ナリ神佛喜フ時ハ守護モ亦深ルベシ故ニ道フヘ
シ清僧ノ多キハ護國人ノ多キ也近クハ徳川氏ノ世ヲ見テ知ル
ヘシ創業ノ始ハ僧侶ノ規則正ク中口漸ク弛ミ末ニ至テ大ニ亂
ル而ノ水戸公ノ廢佛論ヲ醸スニ至ル是レ清僧ノ盛衰ト徳川ノ
頽廢ト相隨逐スルカ如キニアラスヤ君若シ愛國ノ心アラハ清
僧宗ヲ翼助シテ持戒ノ者日ニ益々多キコトヲ祈ルヘシ破戒ノ
者ヲ愛スルコト勿レ⁽⁸⁾

更に、清僧宗の僧侶が多い方が良いとする理由について、国家護持に関わると指摘している。その身近な例として、徳川幕府の様子を指摘し、約二五〇年ほどの間で、当初は幕府も仏教界も良かったが、徐々に仏教界が廃れ、結果として廃仏論が出て来る。こととなり、維新に繋がったという見方をしていることが分かる。そのため、国家護持のためにも清僧宗の隆盛を求めているのであ

る。江戸中期以降、日本でも政教分離の観念が構築されるが、それとは逆行している。

著者が理想とする国家護持に関わるのは「戒」であり、従って何らかの持戒を行っている自覚を持った「聖道門」の僧侶という分類が適合することが分かる。なお、持戒に関しては、本書「第二説夢編」でも詳しく論じられている。

二一、「第二説夢編」について

「第二説夢編」については、『明治仏教思想資料集成』にも収録されていないため、解題を付しておきたい。

- ・著者 前編は「有安道人」とあるのみだが、後編は「有安道人著」とあって、独立した著作であることを窺わせる
- ・執筆時期 不明。一切の記述がない
- ・刊行時期 不明
- ・出版社 不明。一切の記述がない
- ・体裁 和書袋綴で表紙を含めて全七枚。前編とほぼ同じ分量となっている

右記の通り、後編の「第二説夢編」について、書誌情報は判然としない。ただし、刊本を見る限り、前後編で紙質や体裁などに大きな違いはない。よって、前編が執筆或いは刊行された明治一二年と時を置かずに後編も刊行されたものと思われる。体裁がほぼ同じであるから、おそらくは出版社なども同じであり、また、以下の記述から後編も自費出版であったものと思われる。

有安道人『彈僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

是レ思夢カ妄夢カ其名ヲ知ラスト雖モ清僧宗ヲ鞭策シ妻帯宗ヲ照顧セシメ政家ヲ誡ルノ意アリテ一人ノ夢ニ非ルカ如シ故ニ記シテ社友ニ示ス也⁽¹⁰⁾

敢えて「社友ニ示ス」とある通りで、自らの周囲にいた者達へ配布するために書かれたものであり、広く流布する目的ではなかったことを想起させるため、自費出版という扱いの妥当性が理解出来よう。

そして、前編部分の大半は、或る問者との問答体であり、何故「清僧宗」が社会にとって必要であるかを説き、末尾には再宣教が始まったキリスト教への対抗的意図を表明した文脈が目立つ。

一方で、「第二説夢編」は筆者による見解を連ねた内容となっており、仏教徒における戒学の参究を促すものとなっている。

後編冒頭では、著者が夢の中で見た、ある一大寺での宗派混淆なる碩徳会議における風景の描写から始まり、その中である議員が次のような発言を行った。

一議員ノ曰方今佛法ノ振ハサルハ戒法ノアル所以也如何トナレハ各宗ノ僧侶陰ニ肉妻ヲ犯シ陽ニ守ル者ハ中等以上ニノ眞實梵行清淨ノ者ハ雨夜ノ星ノ如シ其餘ハ蕩々トノ慙ヲ知ルニモ至ラス（中略）先ツ論ヨリ証據トスヘキ者ハ抑眞宗ニ非スヤ宗門繁昌ニノ英傑モ亦多シト主張セリ⁽¹¹⁾

要は、日本においては仏法が至極振るわずに、その原因として戒法を挙げているのである。その一議員は当時の仏教界の実態として、本当に戒法を守っている者は「雨夜ノ星」の如く少なく、

中等以上の者は表には戒法を守っているように振る舞っても、陰では肉を食べ結婚しているとし、それ以外の者は最早、結婚していることなど慙愧にも思わないとしているのである。また、戒法を守らなくても、宗派として繁昌する事例として、「真宗（浄土真宗）」を挙げたのであった。いうまでもなく、浄土真宗は開祖である親鸞（一一七三～一二六二）以来、結婚を忌避せず、また、中世の段階で既に寺院を血縁相続する方策を積極的に展開してきた宗派でもある。そして、これらの見解に対して、西有の立場も重ねて反論されたと思われるのが、以下の文脈である。

而ルニ鼠色ノ直綴ニ茶色ノ麻衣ヲ搭シタル一老僧アリ未タ何宗ノ碩学ナルヤヲ知ラス突然起立ノ曰吾宗ノ如キハ假令斷滅ニ及フモ肉妻ヲ縦ニスルノ宗徒トナル可ラス⁽¹²⁾

この主張から、仏祖の示訓たる持戒を行えない場合、宗派としての斷滅までも覚悟していた西有の見解が明らかである。そして、この一老僧は高声に自らの主張を続け、仏教における戒定慧三学の基本を述べたという。しかし、その内容は戒学一般に及ぶものの、やはり特定の宗派に依拠したものではなかった。ただし、以下の数節から、ある程度の絞り込みが可能となる。

・而ノ受授ノ式法アリテ用テ佛性ノ種子トナスモノハ釋徒也⁽¹³⁾
 ・又無戒ノ僧ノミナルトキハ誰レアツテカ戒師ヲ勤ムルヤ戒師ノ人ナケレハ戒壇^{原文ママ}アル可ラス戒師ナク戒壇ナクハ戒脉自ら斷絶スヘシ戒脉果シテ斷スルトキハ佛法ノ惠命於是乎斷絶⁽¹⁴⁾セン

前者の内容から、受戒が仏性の種子となることを示すため、これは『梵網經』で説かれる仏性戒（菩薩戒）の思想を踏まえた発言であることが分かる。更に、後者については、戒師・戒壇・戒脈・仏法の慧命というキーワードから、受戒を行った際に、戒脈が繋がるかと考えていた宗派になることを意味している。そのため、天台宗・真言宗・浄土宗・曹洞宗・臨済宗などが該当すると推定される。しかし、時代的な関係から、特に日本の浄土宗を意識したものであった可能性が高い。同宗は教理的には浄土門系となるが、天台宗の円頓戒思想を受け継ぎ、戒学の研鑽に優れ、明治時代初期には廢仏毀釈に対抗して戒律復興運動を行った福田行誠（一八〇九～一八八八）が輩出されるに至る。福田の戒律重視の主張は従来評される史伝や著作全集からも明らかである。また、福田は明治元年の「諸宗同徳会盟」結成時から指導的立場となり、同会盟では王法と仏法の不分離・邪教の研窮毀斥・自宗の旧弊一洗などが議論されるなどし、戒律の護持が主張されている。本書における西有の主張は、福田や同会盟の影響も考慮すべきであろう。あるいは、先ほどの「一老僧」とは同会盟における福田がイメージされていたのかもしれない。そうなれば、本書が全体として通仏教的主張であることも理解出来る。

そして、「第二説夢編」は、耶蘇教もまた妻帯する（明治期になり、特に北米などを經由して伝来したプロテスタントを意識した発言だと思われる）ことで勢力を衰えさせていることを指摘し、清僧宗こそが真実の宗教であるとしながら、たとえ数は少な

くとも、その勢力を維持しつつ、国家護持を進めるべきとの立場を鮮明にするのである。

三、有安老人『対客一話』について

有安老人『対客一話』は、管見の限り従来の研究で指摘されたことがなく、また、これまでに編集された西有の著作目録にも挙げられていない。⁽¹⁵⁾ 本研究は筆者が二〇一八年中に入手した明治期写本を用いて行う。まずは同写本の書誌情報を整理したい。

一、冊数 一冊

一、料紙 楮紙

一、大きさ 縦27cm×横17cm

一、装丁 袋綴、紙縫りで上下二箇所を止める

一、題目 外題 対客一話 全

内題 対客一話

後題 有安老人対客一話 終

一、枚数 表紙 1丁

本文 6丁

奥書 1丁

一、行字数 毎葉13行 各行約23〜26字

一、書写年 明治廿八年三月初三日

一、書写者 清隱山安居之日 微笑庵謹写

一、所蔵者 現在・菅原研州

旧蔵者・微笑庵（詳細不明）

全体で四〇〇〇字に満たない文章量であり、その主張は基本的に先に挙げた『弾僧侶妻帯論』及び『第二説夢編』に共通したものと見える。また、『対客一話』の題の通りで、妻帯宗の立場に立つ或僧が意見し、それへ著者が清僧宗の立場として応答する問答体として編まれている。

内容から前後半の二部構成となっており、前半は永平道元がもし文明開化の世にいればどう振る舞ったかを仮想しつつ二問を問答しており、世間の価値観が大きく変化した時代に仏教者たる者への行動の指針を示したものとなっている。後半は妻帯宗としては浄土真宗の親鸞が英雄で、マルチンリヨースは豪傑であるという見解について、著者が反駁したものであり、具体的な対象を定めつつ強い批判を展開している。なお、マルチンリヨースとは、一五一七年以降にローマカトリック教会に対して批判を行い、プロテスタント教会設立のきっかけを作ったとされるドイツのマルティン・ルター（一四八三〜一五四六）のことである。

そして、『弾僧侶妻帯論』『第二説夢編』では、著者の宗派などが知られなかったが、『対客一話』は明確に理解出来るものとなっている。

高祖宗旨ヲ開クニ意無フメ其子孫ニ至テ自ラ開ルモノハ吾曹洞宗ニアラスヤ⁽¹⁶⁾

著者の見解が示される文脈で「吾曹洞宗」と述べており、他にも道元を指して「吾宗祖」などと呼称するため、曹洞宗内の僧侶が著者であったことが分かる。

『対客一話』前半第一問において語られる道元の伝記・事績への讃歎としては、鎌倉行化の後で北条時頼による建長寺建立に際しても一顧だにできなかった一事、文明首座擯斥の一事、そして紫衣・徽号を受けなかった一事などの宗派内の伝承を採り上げている。この際、道元の伝記として参照されたのは、著者は「行状記」という呼び方をしているものの、当時よく読まれた道元伝を考慮しつつ、内容からも面山瑞方編『訂補建誓記』（一七五四年刊）と推定される。更に、著者は日蓮宗の深草元政（一六二三～一六六八）が編んだ『扶桑』『隠逸伝』にも言及するが、明治一六年に村上勘兵衛により復刻された三冊本を参照したもののか。

『隠逸伝』には道元の伝記が載っているわけではないが、序文で元政が示した「隠逸」という生き方が道元の理想に叶うことを示すものである。『隠逸伝』復刻刊行の年次などから『対客一話』が示された時期を考えると、明治一六年以降であったものか。そして、これらの見解を元に著者は、当時、各宗派に現れた「道德僧」なる者が、政府に取り入りたくて、こぞって東京で出仕していることを批判した。

また、前半第二問では、政府の見解に則り、僧侶も俗服を着け、蓄髪・肉食をしなければ、世間の人と交わりにくいのではないかという問いが発せられた。著者はまず、この見解を「惑ヘルノ甚シキモノ也」と批判し、更に「諸本山継目参内務省社寺局往来ハ法服ナルニアラスヤ」としつつ、後述するように通称「肉食妻帯令」では法用以外での俗服着用を認めるが、その政府で

あっても法服を嫌っていないとし、檀家信徒は尚更に法服を忌む道理が無いとした。そして、もし法服を忌むような檀家がいたとしても、不信心であるから初めから交際すべきではないとするのである。また、良き信者のあり方として真実の「三宝帰依」を行う人を挙げている。「三宝帰依」は仏教徒の基本ではあるが、もし本書の著者が西有であったとすれば、西有が檀家信徒の安心を説いた『安心訣』の別名が「帰依三宝訣」であり、同書執筆が明治二三年で、鴻盟社の刊行が明治二六年であったことから、『対客一話』が示された時期と同時代であるとも考えられる。

先に引いた一文に「内務省社寺局」の語が見えるが、同局は教部の混乱とその廃止を受けて内務省に移管され、伝統的仏教・神道各教団のみならず、いわゆる教派神道各教団についても管理監督を行った。同局の設置期間から、『対客一話』が明治一〇年一月から、三三年四月までの間に編まれたものであることが明確となる。

『対客一話』後半は問いこそ、妻帯宗を六〇〇年前に開いた浄土真宗の親鸞と、三〇〇年前に開いたプロテスタントのリヨウサを讀えつつ、当代の僧侶も妻帯してこれらの者に続くべきとの見解が呈されたのみであったが、それに対して著者からは三つの段落に及ぶ回答が示された。

まず第一としては、著者は洋学をしないためリヨウサの説く宗義や、時代などは知らないとしつつも、ローマ（カトリック教会）の様子を見ると、僧侶も権威に奢り、品行不正であって、

人々の信頼を受けているとは限らないところに、リヨースが身命を惜しまずに「異趣義」を主張した様子は、実に豪傑であったと賛意を示した。しかし、その結果、欧州を宗教戦争が席卷し、多くの死者を出したことについては批判し、リヨースが開いたものは修羅場であったとも喝破した。この点では、洋学をしないとしつつも、ルターの伝記や欧州の歴史について、よく学ばれていた印象を得る。

日本におけるルター研究について、先行研究が指摘するところでは、中村正直（サミュエル・スマイルズ『自助編（西国立志編）』の翻訳者）が明治七・九年（一八七四・七六）にそれぞれ「路場（音読みで「ろとう」となり、ルターを示す）」の伝記について若干の記述を行い、続いて明治二年（一八八八）には加藤寛が『まるてん・るーてる伝』を著すなどしたという。更に国立国会図書館の所蔵文献も調べると、明治二年には素軒逸史訳『ルーテル伝』が警醒社から刊行され、キリスト教系各種雑誌にもルター伝が採り上げられるようになる。つまり、明治二〇年代前半にはルターの事績は日本でも広く知られるようになっていたのである。これは『対客一話』の成立推定年代と一致することになる。ただし、ルターを「マルチンリヨース」という呼称で論じたものは未見である。そのため、著者は何らかの著作からではなくて、誰かから耳で聞いて、その呼び方を決した可能性があるが、詳細は不明である。

第二段落は親鸞についての評価が示された。親鸞の場合、師で

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

ある法然の教えとは「異赴義」を唱えて自ら妻帯し、庶民を相手に教線を拡大したことは当代の真宗の興隆を見れば明らかであり、英雄の評価に値することを認めつつも、仏法の大意から見れば、論破せざるを得ないとしている。まず大乘仏教を含めた天台系の教判五時説に準えて、仏一代の説示を見れば、『華嚴経』の開経である『梵網経』で菩薩戒を説き、入般涅槃に因む『遺教経』でも戒を説いたことから、三宝の内仏宝も僧宝も皆、「戒」を根本とし、無戒の仏宝・僧宝などはないとした。よって、無戒の真宗の存在は、仏法の衰滅を早めるとも非難した。そして、もし在家の男女が三宝を供養するとすれば、僧侶の持戒の有無を見定めるべきであるという。この時、著者が参照したのは永平道元『正法眼蔵』「発無上心」巻の一節で「佛言優婆塞優婆夷善男子善女人以妻子肉供養三寶以身自肉供養三寶諸比丘既受信施云何不修シカアレハシリヌ飲食衣服卧具醫藥僧房田林等ヲ三寶ニ供養スルハ自身オヨヒ妻子等ノ身肉皮骨髓ヲ供養シタマツルナリト」⁽¹⁹⁾である。「佛言（『正法眼蔵』本文では「釈迦牟尼仏言」とある）」として引用しているように見える一節だが、実際には典拠不明とされる⁽²⁰⁾。そこで、道元の解釈を含めて見てみると、引用された文章からは妻子や自身の肉を供養したように見えるが、道元はそれを「飲食・衣服」などと置き換えており、その結果、愛欲などが起きずに持戒がなされたと見える。「対客一話」で、この部分が引用された理由は、信施の現場においては在家者であっても、出家者の持戒を尊重する努力がなされるべきことを示すためである

う。

第三段落は、不清淨僧と清淨僧とが同列で供養を受けることの問題を指摘しており、主として論じられているのは、「信施の虚罪」についてである。これは、本来応供たる仏・阿羅漢ではない僧が信施（在家者の信心からの施財）を受けた場合、罪を得るという考えであった。日本では中世禅林で修行し、現在の名古屋市内に所在する長母寺（臨済宗東福寺派）で著述活動を行った無住道暁（一二二七～一三二二）が『沙石集』巻九において、『仏頂尊勝陀羅尼』の読誦が禅林で広まったのは、信施の虚罪を消す功德があったためだと論じるなどし、日本では、常に一定の問題意識が寄せられたことである。そこで、『対客一話』では、無戒である真宗の僧侶は、信施によって大いに罪を得ると主張し、もし、他宗派もそれに続くようなことがあれば、同じように罪を得ると主張する。外見上、真宗は勢力が強いように思えるけれども、今後はリョーサの修羅場や、親鸞の法害などのような悪影響を被ることを予言する。現代的な視点では、強圧的な言動に思えるけれども、当時としては著者の護法の念に基づいた訓導の言動というべきか。そして、段落の後半では日本では妻帯僧が増えた一方で、中国・チベット・タイ・スリランカなどでは、戒律を護持した清僧ばかりであるとし、ある時その国などから日本に清僧を派遣すればどうなるか、心配で夜も眠れずにこの書を著したとするのである。その際に、「遂に一篇ヲ綴ル因テ我宗諸兄弟二一²¹言ス妻帯同ノ憐儀ニ決スル勿レ」と檄を飛ばすなどして、宗

門を復古し、仏祖の大恩に報答するように求めたのであった。

以上、『対客一話』の概略を確認した。既に『弾僧侶妻帯論』にも、真宗批判・基督教批判は見えており、その意味では一貫した主張の中にあつたことが分かる。その過程で、親鸞やリョーサなどの名前を出して批判することは、『弾僧侶妻帯論』よりも、より批判の対象が明確になったことを意味している。これは著者が明治一二年よりも更に批判対象への学びを進めたことを意味し、それを可能にするほどの関連刊行物が世に出たことは既に確認した通りである。また、前半の問答には、特に曹洞宗に関する説示が見られるが、その内容からは、明らかに高祖道元への慕古の念を感じ取られ、『正法眼蔵』の適確な引用からしても、宗典に参じた碩徳の文章であることが容易に見て取れる。

よって、『対客一話』については、奥書の「有安老人」の記述も勘案して、西有穆山による著作と見て問題は無いように思う。そして、『隱逸伝』の明治期復刻時期と先に挙げた書誌情報（特に書写時期）、またルター伝の日本社会への浸透などを考慮し、明治二一～二八年の間に成立したと限定できよう。

後は、本書成立の時代に、曹洞宗自体の妻帯がどのような状況であつたのかということ、西有が僧侶の妻帯をどこまで批判していたのかを検討したい。

四、明治時代前期曹洞宗における 「肉食妻帯令」への対応について

既に関連する先行研究⁽²²⁾が見られるため、それらを受けつつ検討してみたい。改めて、明治五年（一八七二）四月二五日の「太政官布告」第一三三号において、「自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事 但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事」とした。通称「肉食妻帯令」の公布である。その結果、僧侶が肉食し結婚することが認められ、剃髪しなくてもよく、法務以外の用件においては私服を着用しても良いとしたのであった。前項で確認した『対客一話』前半第二問は、この後者の点を論じたものであったことが理解出来るよう。なお、関連する布告はこの後も続き、結果として出家者の立場を否定し、在家者と同じように戸籍に組み入れることを目指したとされている。

そこで当時の曹洞宗では、同年六月二日に両大本山貫首が全一二項目からなる「教導職須知畧」⁽²³⁾を宗派巡回教導職向けに示し、特に第一一項目で仏戒護持を示すことで、実質的に先の布告に対する対応を求めたことを意味する。続いて同月五日には、全国末派寺院向けに「肉食妻帯勝手ノ布告ニ付論達」を出して、布告の意味を取り違えないように示した。

自今、僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手の後布告有之に付、事情不明之族、旨意取違驚愕致候ては不都合の儀に候。略して弁じて示すこと左の如し。

有安道人『彈僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

沙門の徒、久しく游惰に流れ、仏祖真実の道を了ざること能はず。陽に解脫の形を票し、陰に繫縛の念を抱く者、十之八九は皆是なり。

夫、宇内万国文明日新の秋に膺りて独吾が皇国のみ斯の流弊を坐視するに忍んや。然と雖、これが厳規を立てて以て之を糺問せんと欲せば、天下の僧侶將に子遺なからんとす。於是一回寛大の典を降し咸く其好む処に循はしめ而後自然真偽趣を異にし涇渭判然たらば、仏祖の大道再び宇内に興隆せんこと必せり。是れ乃ち既往を咎めず、将来を諫め僧中に其人ありや否やを檢する所以の微意なり。仏子それ枢機を察せざるべけんや。

且夫仏戒は素と仏弟子の禁にして天下普率の律に非ず。然るに中世以降混じて王制の如く其犯戒の僧あれば、之を罰するに王律を以てす。且く鷲嶺の付囑に基くと雖、亦、甚しきことあり。今や明令一たび降り、仏律は沙門に委してへ委は勝手たるべきの義、自らは嚴整せしむ。是の時に当て、仏子たるもの速に回光返照して従前の不規を改め憤發激勵正法を護持し、国恩を報ぜずんば、更に何れの日をか待ん。是れ我等が龍天に誓て末派の僧侶に期望する所以なり。若又自ら顧て明に仏戒を持し、仏種を継ぐこと能わざるが如んば、各自の好む処に任せて早く裁制せよ。濫吹して法門を汚す間敷事。⁽²⁴⁾（以下略）

上記内容をまとめれば、布告で「可為勝手」とあった内容につ

いて、結局、江戸時代までは仏制の上に王制を置いて、その中で僧侶も処断される状況にあったが、その王制の縛りが無くなることを、「可為勝手」というのであって、好き勝手に肉食・妻帯・蓄髪などをして良いことになったわけではない、ということをし、全国の曹洞宗寺院・僧侶に向けて発したのであった。

しかし、この一文を虚心坦懐に読めば、当時の僧侶の様子が想像される。それは、この段階で問題のある僧侶がいたことを意味しよう。文中に「沙門の徒、久しく游惰に流れ」や、「速に回光返照して従前の不規を改め」という一節があるため、布告が出てから一ヶ月が過ぎるまでに、問題を起す僧侶が認識されていたことになるといえよう。一方で、当時の曹洞宗の指導者層は僧侶の持律による仏法興隆を願っていたことも分かる。「仏祖真実の道を了ずる」や、「仏祖の大道再び宇内に興隆せんこと必せり」という一節からは、曹洞宗僧侶に自律的な仏戒護持を願い、その上で仏祖真実の大道を明らかにさせようという思いがあったと理解出来るよう。曹洞宗以外でも、先に挙げた浄土宗の福田行誠は内務省に対し、諸宗派の管長などと合同で、布告の内容を正面から批判する建白や僧侶の弊風改善を願うに及んだ⁽²⁵⁾。

この後も曹洞宗務局は僧侶の結婚を認めず、それは寺院における男女の別を明らかにする形で行われた。最初の『曹洞宗宗制』は明治一八年四月に当時の曹洞宗管長・畔上樸仙（一八二五〜一九〇一、大本山總持寺独任第二世）から内務卿・松方正義に認可を求めたものである。内容は、曹洞宗務局による従来の布達を当

時の宗務局総監・滝谷琢宗（一八三六〜一八九七、後に大本山永平寺貫首第六三世）が全一一号として編集したのだが、「第三号 曹洞宗寺法條記」を見ると、以下のようにある。

第九條 寺院中に女人を寄宿せしむ可らず

行政上には僧侶の妻帯を妨げざること明治五年第三百三十三号の公布あれども、右は宗規の範囲内に關係を及ぼざざること明治十一年二月内務省番外達に明なり。故に宗規は依然僧侶の妻帯を禁止す。政教已に区別あり。他の干渉を脱して独立の機運に傾向せし以上は、奮て宗規を恪守すべし。尼庵に男子を寄宿せしめざるも亦同じ⁽²⁶⁾。

明確に妻帯を禁止する内容で、従来の布達や国からの命令の機能・適用範囲を総括するものといえる。しかも、当時徐々に日本でも理解されてきた政教分離が自覚され、その上で自律的に宗規を護持するように説いたものである。なお、曹洞宗では大体どの時代も男性僧侶（比丘）が圧倒的に多く、女性僧侶（比丘尼）が少ないため、表題には「女人を寄宿せしむ可らず」とあるが、同條末尾に「尼庵に男子を寄宿せしめざる」という一文が付記されて、女性僧侶にも男性僧侶同様の持律を求めたことが分かる。

この後、妻帯の規制が『宗制』から見えなくなるのは、明治三九年（一九〇六）の改正によってであろうかと思われる。同年の『宗制』には、先の「寺院條規」に相当する「曹洞宗寺院規程」（全八六條）及び「曹洞宗僧侶懲戒法」が見えるが、ここに男女の問題についての項目は見えないため、結果としてこの頃までに

は、僧侶の妻帯は実質的に黙認されたということになるのだろう。その間、明治二三年に曹洞扶宗会が示した「曹洞宗改進方案」⁽²⁷⁾では、原坦山（一八一九〜一八九二）の見解を受けつつ展開されたと思われるが、僧侶のあり方を「清僧としての」・弁道師・（俗僧としての）・唱導師」に分けて、その地位や晋住可能寺院までも二分化する提案まで行われた。宗派内ではその後も僧侶の結婚に関する議論は続き、著名な問題提起として、栗山泰音（二八六〇〜一九三七、大本山總持寺独住第八世）による『僧侶家族論』（桜樹下堂・一九一七年「大正六」）では僧侶の結婚を認めつつ、夫婦という新しい姿で寺院を運営していくべきだと主張したのであった。

上記は、通称「肉食妻帯令」とそれに対する曹洞宗の行政機関による対応の、ごく一部を採り上げたのみであるが、この時代に西有は僧侶の弊風を歎き、戒律護持を訴えていたわけである。著作としては、『弾僧侶妻帯論』・『第二説夢編』そして『対客一話』を見たが、他にも『明教新誌』第一五〇号（明治八年八月一日）に宮城県僧侶への説示として、蓄髪・俗服・肉食・妻帯の全てを否定したことが知られている。⁽²⁸⁾

五、西有穆山と大内青巒

本論の結論に代えて、今一つ、僧侶の結婚に対する西有の見解を採り上げておきたい。それは、「與青巒居士書（青巒居士に与る書）」⁽²⁹⁾と呼ばれる書簡で、西有の語録の末尾に収録されている。

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

る。内容は、西有が自ら組織した敲唱会会長として大内青巒（一八四五〜一九一八）⁽³⁰⁾宛に送ったものであった。この書簡で西有は、青巒のことを明道協会の幹事と呼んでいる。明道協会とは元長州藩の奇兵隊士で旧帝国陸軍中將であった鳥尾小弥太（一八四八〜一九〇五）が、護国協会を改名して明治一七年一月に設立した、通仏教の組織である。同協会が刊行した『明道協会総則』や鳥尾自身が述べた『明道協会要領解説』には「護国大意をもって創設の義とする・仏法を宗として天下の善術を集める・安心立命は各自信じるところの宗義に任せる・四恩に報答することが実践の要旨である・各会員は身を捨てて正法に帰する」（筆者による要約）という「要領五則」が掲げられた。更に諸規則として「通則」「内則」「福田衆規則」の三つが制定されているが、人天の模範になるような尊宿を同協会の導師にすることや、戒定慧の三字研鑽に優れた人を求めるなどし、特に慈雲尊者飲光（一七一八〜一八〇五）の『十善法語』を方針にすることを明記した。そのために同協会では『十善法語』を明治一七年八月に発行して、敷衍を図るに至った。そこで、同協会の活動を評価した西有は、幹事たる青巒に対し、以下のような言葉を贈って激励したのであった。

志士誓約して明道協会を設立して、將に僧尼令を発して敲肉・畜妻を嚴禁せんと欲するべし。而して足下、自ずから其の幹事為り。果然として足下、幹する所の明道協会の主旨を貫徹し、將來の僧侶の噉肉・畜妻、地を掃いて蕩尽すれば、

亦た快ならざらんや。⁽³¹⁾

つまり、同協会が持戒を求める団体であると思われ、その主旨の貫徹を願ったのであった。道心篤く持律堅固なる出世間の仏道者育成を願ったと評価される敲唱会⁽³²⁾の会長たる西有にとつて、同協会については同志を得たような気分であったことが窺える。

青巒がこの西有の激励をどう受け止めたかは不明だが、青巒は福田行誠の薫陶を受けた人ともされるから、仏教界の革弊を願ったものだと思います。今後、青巒の戒思想については何らかの形で発表したいと思っている。

本論は、二〇一八年中に一度まとめたが、入稿する前の段階で、伊藤勝司編著『西有穆山という生き方』が二〇一九年一月に刊行されることを知ったため、同書の見解を待って書き改めたものである。当初は、『弾僧侶妻帯論』そのものが西有の著作であるか否かを思想的に定めようと思っていたが、伊藤氏の著作で明確に説明されていたため、新出資料である『対客一話』の解題を中心に、同著が西有の著作として判断可能かを検討するに留めた。

註記

- (1) 古田紹欽『弾僧侶妻帯論』解題(『明治仏教思想資料集成』第六巻)を参照した。
- (2) Richard Jaffe, 『Meiji Religious Policy, SotoZen, and the Clerical

Marriage Problem』(『Japanese Journal of Religious Studies』二五・一九九八年)では、明らかに有安道人を西有のペンネームとして指摘している(同誌五九頁脚註)。

- (3) 『弾僧侶妻帯論』の末尾に、「吾常ニ佛法ノ類廢ヲ憂ルニ依テ終ニ國家ヲ憂ルニ至リ慨然トシテ寢食ヲ忘テ獨リ空ク長歎息スルノミ或人黙シテ退ク予モ亦眠ニ就ク奇ナル哉一夢ヲ感セリ説夢ヲ以テ後篇トナスヘシ因テ且ク筆ヲ闋ク」(六丁裏)とあって、前編部分の問答が記録し終わった段階で、既に後編の構想などがあったことを示すため、それほど時を置かず書かれたものという推定を行った。

- (4) 前出註記(1)の古田による解題の指摘を参照した。
- (5) 『西有穆山という生き方』二六三頁参照。

- (6) 参照した『正法眼蔵開講備忘』は、長野県山ノ内町興隆寺所蔵本(旧蔵者は大本山總持寺独住二世・畔上棟仙)であり、表紙と冒頭にそれぞれ「有安老人人口演」とある。

- (7) 『弾僧侶妻帯論』一丁表

- (8) 『弾僧侶妻帯論』五丁裏

- (9) 「聖道門」とは「浄土門」と対応する言葉として、主として浄土教系で用いられた。「聖道門」とはいわば、自らの能力や、持戒を含めた修行の功徳を頼りに仏道の目的を達する僧侶のことである。「浄土門」は、それらを諦めて阿弥陀仏の本願に帰依するため、両者は明らかな相違が見られる。例えば、日本の浄土宗開祖である法然(一一三三〜一二二二)は『選択本願念仏集』冒頭で、中国浄土教の道綽(五六二〜六四五)が『安樂集』において、「聖道・浄土の二門を立てて、聖道を捨ててまさしく浄土に帰する」態度であったことを承けて、自ら浄土門として判釈を進める旨明記している。類似した分類に「自力門・他力門」などがある。

- (10) 『第二説夢編』六丁裏

- (11) 『第二説夢編』二丁表〜裏
 (12) 『第二説夢編』二丁裏
 (13) 『第二説夢編』二丁表
 (14) 『第二説夢編』二丁表〜裏
 (15) 『西有穆山という生き方』二六三〜二六五頁参照。
 (16) 『対客一話』一丁表〜裏
 (17) 『対客一話』二丁表
 (18) 徳善義和「日本におけるルター研究」(日本基督教学会編『日本の神学』一九六七巻六号所収)を参照した。
 (19) 『対客一話』五丁裏、『全集』第二巻・一六五〜一六六頁
 (20) 『全集』第二巻・一六六頁頭註を参照すると、『法華経』に関連する文脈があると指摘されるものの、詳細は不明。
 (21) 『対客一話』六丁裏
 (22) 特に川口高風「政府による僧侶の世俗化」、『明治前期曹洞宗の研究』第五章第六節(二二六〜二五〇頁)を参照した。
 (23) 『明治五年曹洞宗両本山布達全書』三丁裏〜四丁表
 (24) 『明治五年曹洞宗両本山布達全書』四丁裏〜五丁表
 (25) 「建白並垂訓」及び「僧風釐整の建言」、『行誠上人全集』五〇八〜五一五頁
 (26) 『明治十八年曹洞宗務局普達全書』五二丁表〜裏
 (27) 『曹洞扶宗会雑誌』第二五号(明治三十三年一〇月発行)に掲載された全文を参照した。原坦山の見解については、川口「政府による僧侶の世俗化」を参照。
 (28) 川口「政府による僧侶の世俗化」を参照。
 (29) 『直心淨國禪師語録』巻十、第四冊一一八丁裏〜一一九丁表
 (30) 大内青巒に関する事績や先行研究は菅原研州「大内青巒居士の禅思想」(『東海仏教』第六一輯・二〇一六年)を参照されたい。

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

- (31) 『直心淨國禪師語録』巻十、第四冊一一九丁表、訓読は筆者。
 (32) 川口高風「敲唱会の結成」、『明治前期曹洞宗の研究』第七章第五節(三三八〜三四三頁)を参照した。

参考資料

- ・有安道人『弾僧侶妻帯論』(成文社・明治一二年)について、本論では『第二説夢編』も合冊された本学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架本(請求番号J88.80145)ただし検索サービスでは『弾僧侶妻帯論』と表記しているため注意が必要)を参照した。字体から活字版として印刷されているが、頁数の数え方は和書袋綴版の方法に準じているため、本論でもそれに倣った。また、明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成』(同朋舎出版・一九八二年)の第六巻には、前編のみ翻刻収録され古田紹欽が解題している。解題では、後編の執筆を示唆していると指摘しつつ、その刊行については定かではないとしている。しかし、本学所蔵本は後編も完備しており、解題等は本文で示す通りである。また、本論後半で採り上げた筆者蔵『対客一話』は、更にその続編に位置付けられよう。
- ・『明治五年曹洞宗両本山布達全書』(曹洞宗両本山・一八七二年)及び『明治十八年曹洞宗務局普達全書』(曹洞宗務局・一八八五年)を参照した。引用に際してはカナをかなにし、適宜句読点を付すなど見易く改めた。
- ・明道協会編『明道協会総則』明道協会・一八八五年
- ・鳥尾小弥太述『明道協会要領解説』加藤万作・一八八五年
- ・福田行誠『行誠上人全集』仏教学会・一九〇五年
- ・西有穆山著・岸澤惟安編纂『直心淨國禪師語録』(全四冊・全一〇巻)

鴻盟社・一九二六年

・岸澤惟安『先師西有穆山和尚』道元禪師讚仰会刊行部・一九三八年

・川口高風『明治前期曹洞宗の研究』法藏館・二〇〇二年

・西有穆山禪師顕彰会編『西有穆山禪師——没後百年を迎えて』西有穆山
禪師顕彰会・二〇〇九年

・伊藤勝司編著・西有穆山禪師顕彰会協力『西有穆山という生き方』大法
輪閣・二〇一九年一月

・春秋社『道元禪師全集』全七巻、引用等を行う場合には『全集』第〇
巻・〇〇頁と略記した。

【翻刻資料】

『対客一話』

※凡例

- ・当資料は、筆者蔵『対客一話』全編を翻刻したものである。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。丁数は数字と表裏の表記のみで略記した。
- ・字体は概ね原典に従ったが、類似の字体表記の場合もある。
- ・原典で指摘する書き損じの訂正は、場所を下段に移動して掲載した。
- ・翻刻時に留意された点や、出典を検討した引用文・語句については末尾に註記を付した。
- ・現代の人権重視の観点からは、一部差別的と思える文脈や用語も散見されるが、当時の資料の再現を企図し、そのまま翻刻した。取り扱いには注意されたい。

【表紙】

対客一話 全

【1オ】

対客一話

^①或僧云ク吾宗祖道元禪師ヲノ若シ此ノ開化文明ノ世ニ在ラシメハ
争テカ敢テ越ノ深山幽谷ニ隠レサセ玉フコトアランヤ必ス東京ニ在

テ事ヲ執リ百計千謀為宗門尽力スベシト是レ高祖ノ道德ヲハ
 夢ニタモ不知淺智俗情高祖ヲ贊スルカ如クニシテ高祖ヲ誘スルノ
 甚シキ無間獄ノ大罪人也」夫高祖ノ越山ニ隱居セラル時ヲ史
 乘ニ微ノ微細ニ觀察セヨ天台真言稍々衰ヘントス浄土日蓮真宗
 正ニ興ラント欲ス其時ニ當テ高祖宋ヨリ帰リ玉フ縉紳武將競
 テ帰依ス他宗他派ノ僧僧或ハ參シ或ハ改宗シテ弟子トナルナリ而
 今世ノ開化ノ動搖ト一宗開闢ノ時機ト何レカ重ク何レカ輕キヤ然ルニ
 其時枕ヲ居トセス已ニ開キシ與聖寺ヲモ顧ミス其心ノ皎潔タルコト
 如秋月高祖宗旨ヲ開クニ意無フノ其子孫ニ至テ自ラ開ルモノ

【1ウ】

ハ吾曹洞宗ニアラスヤ故ニ開宗ノ事ヲ朝廷ヘ願ハスシテ曰ク何ノ国土
 カ佛土ニアラサル何ノ帝王カ佛敎ヲ受ケサルト古人云昔日若シ永
 平道元禪師ヲノ西京ニ留ラシメハ五山十刹ハ必ス曹洞宗ナ
 ラント又謙倉北條氏建長寺ヲ創草シテ開祖ニ請スルヲモ受ケザ
 ルノミナラズ寄附地ノ証書ヲ持シ来リ所ノ女明首座ヲ罰スルコト
 七生更ニ彼レノ單坐牀下ノ土ヲ除去スルコト七尺彼レヲ誠ニ曰ク汝名
 利ノ念ハ識心田ニ入ルコト油ノ麵ニ入ルカ如ク萬劫ニモ除キカタク
 ト若シ此時ニ於テ高祖鎌倉ニ留ラハ鎌倉ノ五山モ敢テ愾濟宗
 ニ讓ルベカラス且ツ参内セス紫衣徽号ヲ受ケザルコト汝法孫ト
 ノ此事アルコトヲ知ラスヤ深草ノ元政他宗ト雖モ高祖ノ道德
 ヲ知ルカ如シ僧ノ隱逸伝ヲ編スルニ及ンテ第一頭ニ老セリ開宗
 競争ノ時スラ京都ニ居ルヲ欲セス已ニ建立スル所興聖寺ヲ
 捨テ不顧忌名利如蝸蛇背救意紫衣徽号ヲ不受

有安道人『彈僧侶妻帶論』と有安老人『対客一話』について

【2オ】

如此脫塵清潔高唱不羈ノ高祖ニノ縱令今日ノ開明ニ処セ
 ルモ汝等想像ノ如ク豈ニ東京ニ留在スルノ所行アランヤ今日諸
 宗ノ道德僧ト称スルモノスラ官ニ奔走シ事務ニ區々トノ東京
 ニ留在スルコトヲ欲セサルニアラスヤ況ンヤ吾宗祖ニ於テヤ汝高
 祖行狀記ヲ拜閱スルモ眼ナシ道心ナシ空ク其門下ニ衣食シ
 法賊ト謂ツベシ⁽³⁾又或僧云ク俗服蓄髮肉食セサレハ開化文
 明ノ世人ト交際シカタクシト是又惑ヘルノ甚シキモノ也開化文
 明ノ世人トハ誰ソ諸本山繼日参内内務省社寺局往来ハ法
 服ナルニアラスヤ法用ハ無論檀家信徒ニ於テ法服ヲ忌ム理アラ
 ンヤ何ノ交際ニ障ルヤ若シ方袍圓頂ヲ嫌フ人ニハ交際セサルモ亦
 適ナルベシ元僧侶ナルカユヘニ僧形持戒ヲ嫌フノ人ハ三寶帰依
 ノ人ニアラサルベシ交際スルモ何ノ益カアランヤ可知汝カ所謂交
 際ハ歹ク是姪房酒肆花街柳巷ノ交際ナルベシ自ラ己レノ

【2ウ】

不品行ヲ吐クニ似タリ汝僧侶トノ袈裟ノ功德ヲ知ラス一夜モ袈
 裟ヲ離ル、^(原マヤ) 衣宿ノ過アリト況ンヤ汝出家以來ノ衣食
 住ハ勿論ニ莖華一葉ノ紙ニ至ルマテ皆是レ佛戒佛袈裟円
 頂方袍ノ功德ニアラサルコトナシ然ラハ則チ佛形佛相ヲ保護ノ
 日夜寢食ニ換ハテモ住持三宝ヲ圖ルベキニ口ヲ文明ニ借レテ
 只肉體ヲ愛シ煩惱ヲ養ヒ無明ヲ長セシメ因果ヲ昧シ未來
 ヲ恐レス伏祖ノ恩ヲ捨空ク信施ヲ費シ惡風ヲ他ノ少年輩
 ニ流シテ自ラ誤ルノミナラス他ヲノ誤ラシム是レ宗門ノ外道々徳

ノ罪人ニノ斬首ヲ嘗ナラズ大論云説レ性則為説相、説レ相則為説性、譬如説火性即是熱相、説熱相即是火性、又云如下積子受持、禁戒是其性、剃髮割截染衣是其相、如火熱是其性、煙是其相、近為性遠為相、云是レ水、相。

ノ相ニ煙ナク俗ノ相ニ剃髮染衣ナキカ如シ又水性ニ熱ナク俗ノ

【3オ】

性ニ受持禁戒ナキカ如シ豈ニ俗相ヲ好ムモノニ僧ノ性アルベケンヤ、豈ニ僧ノ性アルモノニ俗相ヲ好ムヘケンヤ是故ニ内外性相言行ヲ以テ人ヲ鑑ルトキハ鏡ニ物を移スカ如シ内ニアルモノハ必ス外ニ

アラハル豈ニ隠スコトヲ得ンヤ是所謂莫見、乎隱、莫顯、乎微、故君子慎其獨也ト於茲乎應知一言一行ミナ是レ己レノ本心本性ヲアラハス豈ニ慎マザルベケンヤ彼等口実ニ云ク旧習頑愚ノ田

舎僧ハ表ニ方袍円頂ヲ標スルモ内ニハ肉食犯姪忌ム所トシ外相何ンゾ是トスルニ足ランヤト汝シカラバ表ニ俗相ヲ好ムモ内ニ禁戒

ヲ持ツヤ否ヤ不持スト必セリ汝俗相ヲ好ムモノハ元ト破戒ヲ縦マニセント欲スルヨリ起ルナルベシ決ノ内ニ戒ヲ持テ表ニ俗相ヲ標スルノ

ミニアラサルベシ然レハ一步許ノ汝ヲ以テ表ニ俗相ヲ標ノ内ニハ持戒不犯トスルモ内ニ戒ヲ犯シテ表ニ僧形ヲ守ルノ田舎僧ト五十歩

百歩ノ論也汝モ亦一は一非彼モ亦一非一非汝綫カニ學オ

【3ウ】

アツテ文明ノ時機ヲ知ルノ面目ヲ粧ト雖モ佛恩ヲ知ラス佛衣

ノ功德ヲ知ラス僧形ハ穢離ノ標幟タルヲ知ラス信施ノ財ニ養育セラレ其功德ニ報ルノ僧形ナシ是レ外相ノ俗ナルヲ以テ自

然ニ信者ノ志ヲ失ヒ是レ三寶帰依ノ信心ヲ壞ル実ニ獅子

身中ノ畏ニ付佛法ノ外道天魔波旬ノ化僧なり汝言ハントトヒ我レ俗相ナルモ檀徒敢テコレヲキラハス四事供養ノ施物ヲ授

シ来ルト是レ汝カ俗相ヲ愛スルニ非ス寺ノ慣習ト人情ニ止ルノミ或ハ愚信ノ野人ナランカ真実三寶帰依ノ人ト謂ヒタカシ否ナ真

実三寶帰依ノ人ニ汝カ俗相ヲ見ザルノ人ナルベシ真実ノ信

者ニ僧侶ノ俗相ヲ見テ信心ヲ起シテ施物ヲ授スルノ人アラシヤ君子務其本ヲ忘ル汝何ゾ慚愧ヲ知ラザルヤ汝何ゾ

因果ヲ恐レザルヤ

或僧云親鸞ハ英雄ナリ六百年前ニ妻帯宗ヲ開キマルチ

【4オ】

ンリヨ一サハ豪傑ナリ三百年前ニ妻帯宗ヲ開ケリ故ニ我等公然

妻帯シテ恬トノ耻サルノミナラス吾等率先シテ吾清僧宗ヲノコトク妻帯宗ヲラシメ彼ノ親鸞マルチンニ習ヒ英雄豪傑ノ

名ヲ後世ニ傳ヘント欲スト其然リ又予元ヨリ数百年前ノ前

後ヲ觀ルノ眼ナシト雖ヒ聊カ茲ニ考ル所アリ汝少ク耳ヲ傾テ聞ケ夫レ「マルチンリヨ一サ」ハ定テ豪傑ナルベキカ我レ洋學セサル

ヲ以テ其宗義其時代ノ景況如何ヲ知ラス然レハ羅馬ノ末法王暴政奢侈窮リナク随テ僧侶モ亦權威ニ傲リ品行不正ヲ

以テ人民尽ク之ヲ厭フ其ノ虚ニ乘ノ興趣義ヲ主張ノ身命

ヲ顧ミザルハ実ニ豪傑タルモソレカ為メ幾百万ノ戦血ヲ濺クニ至ルハ我人天慈父ノ忍ビザル所ナリ是レ佛ノ正法ニアラサルノ所

致ナリ尚今日ニ至テ軋止マサル所以也血子血孫相續スル

トキハ尽未来際睡毗止ムベカラズ然レバ則チ一宗ヲ開クハ一修

【4ウ】

羅場ヲ開クト可謂也

又親鸞ノ如キハ何ヲ以テ英雄ト云ハ、法然上人ハ上帝王ヨリ下

萬民ニ至ルマテ天下ノ瞻仰傾心水ノ低キニ就クカ如ク実ニ活如來

ト称スルニ至ル其時ニ於テ親鸞其弟子トナルタトヒ其門下ニ屢ス

ルモ二三ト下ラサルノ俊邁英質ヲ以テ断然異赴義ヲ唱ヘ異

行ヲ現シ且ツ諸宗ノ清僧帝王ノ帰依ヲ受ケ戒師トナリ

國師トナル名譽高昂威光赫灼其時ニ當テ身ヲ優婆

塞ニ下リ自ラ愚禿沙弥ト称シ天下ヲ漂遊シテ艱難辛

苦ヲ厭ハス愚夫愚婦ノ教導ニ夜々タルハ実ニ為シ難キノ所

行ト可謂也其操行ノ結果ニ依テ今日真宗ノ隆盛諸宗

ノ上ニゾルモノハ実ニ羨ムヘク実ニ贊ヘベシ六百年前ノ先

見感スルニ余リアリ実ニ英雄ト謂ハサルヲ得ス然レト一歩進

ンテ佛法ノ大体ヨリ之ヲ見ルトキハ論破セザルヲ得ス夫レ

【5オ】

佛一代ノ所説戒定慧三學ヲ以テ本トセサルハナシ梵網經ハ華

嚴ノ開經佛最初ニ戒ヲ説キ又入涅槃ニ至リ遺教經ニ云波羅

提木又ハ汝等カ大師ナリ展轉ノ行ノ如來法身常ニ在ノ不滅

⁽¹¹⁾ト法華ニ於常在靈鷲山ト云モ是之ヲ謂ヒ也又四分律

資⁽¹²⁾治⁽¹³⁾記ニ云佛一代教化ノ切ハ戒過⁽¹⁴⁾米⁽¹⁵⁾一佛法僧ノ三宝ハ四恩

ノ随一ニノ一切衆生ノ帰処ナリ其三寶中ノ僧ナルモノ豈ニ無戒

ノ僧ヲ謂ハレヤ豈ニ僧ヲ謂ハシヤ豈ニ無戒ノ佛アラシヤ豈ニ

有安道人『彈僧侶妻帶論』と有安老人『対客一話』について

佛ニ先見無フノ漫リニ戒ヲ設ケ未世ノ僧侶ヲ累ハスト謂ハン

ヤ決シテ然ルベカラザルコトハ白中ニ太陽ヲ見ルヨリモ明カナ

リ阿難告佛耶輸羅ノ母家ヲ許シ玉フ佛ノ言ク女僧

ノ為ニ佛法ノ壽命五百年ヲ減スヘシト真宗ノ如キ妻帶

宗ノ開クルカ為ニ佛法ノ衰滅ヲ早カラシムルコトハ見易キ

道理也又在家善男女三宝ヲ供養スルニ於テハ僧侶ノ持戒

【5ウ】

破戒ヲ簡フベカラスト云ハ佛祖ノ誠ナリト雖供養ヲ受ル僧侶

ニ於ハ尽ク破戒ヲ誠ム⁽¹⁴⁾正法眼藏無上心卷云ク佛言優

婆塞優婆夷善男子善女人以妻子肉供養三寶以

身自肉供養三宝諸比丘既受信施云何不修シカア

レハシリヌ飲食衣服卧具醫藥僧房田林等ヲ三宝ニ供

養スルハ自身オヨヒ妻子等ノ身肉皮骨髓ヲ供養シタテマツ

ルナリト

不清淨僧清淨僧ト同列シテ供養ヲ受ルハ不淨僧其罪

アリト若シ我レニ戒徳ナクシテハ何ニ依テカ信施ノ債ヲ償ハン

ヤ無戒ノ僧侶ニノ私、ノ供養ヲ受ルハ尽ク隨獄ノ因トナル

ベシ然レハ則チ真宗ノ信徒金銀米穀ヲ不惜供養恭

敬スルハ上天往生ノ因トナルモ真宗無戒ノ僧侶ハ尽ク隨

獄ノ因トナルモ亦知ルヘカラス況シヤ清僧ノ名ヲ標ノ破

【6オ】

戒無慚ノ者ハ豈ニ恐レサルヘケンヤ然ルニ今日清僧タル者

真宗ヲ羨ンテ宗規ヲ変シテ公然妻帶宗トナラント

欲スルモノハ実ニ宗門ノ魔魅也宗祖ノ怨敵也宗門ノ僧徒

槌鼓攻ルモ亦可也暗ニ親鸞「リヨ一サ」ノ英傑を倣フト魚

氏「リヨ一サ」ノ修羅場ト親鸞ノ法害アルコトヲ知ラス法中

ノ盲目道中ノ禽獸ト謂ツベシ又今日佛法ノ僧侶ヲノ

尽ク妻帯セシムルトキハ一層佛法ノ隆盛ヲ得ルモ亦知ル

ヘカラスト魚氏三寶中ノ一宝於乎滅スヘシ唯経論學

術アルノミ真宗隆盛ト云ヘケンヤ而血子血孫ノ以テ相

續スルニ至ラハ宗教ノ人我儘ニ増長ノ羅馬法王ノ位置

ヲ占ルモ亦計リ難シト雖戰爭殺戮ノ慘状ヲ来スモ亦

凶ルベシカラス是レ佛ノ正法ニアラサルカ故ニ吾深ク憂之

且吾日本一小國ノミ積徒尽ク妻帯タルモ支那西藏

【6ウ】

暹羅錫倫印度ノ如キハ尽ク小乘人戒律ヲ持ノ清

僧タリト言フニアラスヤ後世若シ米國オ氏ノ如キ大信

者アリ戒律ヲ主張シ強大國ノ帝王アリテ其道ヲ信

シ異國ノ清僧ヲ以テ今日耶蘇面師ヲ日本ニ派遣

セシムルカ如清僧ヲ保護シテ日本ニ派遣セシムルニ至ラハ

如何ナル景状ヲ顯出センヤ思ヒ茲ニ至テ一夜不堪眠

俄然トノ起キテ禿筆ヲ掃シ遂ニ一篇ヲ綴ル因テ我

宗諸兄弟ニ一言ス妻帯同ノ憐儀ニ決スルコト勿レ

將來ノ杞憂ヲ抱キ確乎不拔ノ志ヲ起シ如幼草⁽¹⁸⁾

露ノ身命ヲ以テ常住不変ノ法身ニ換却シテ

有安老人對客一話 終

【奥書】

戒無慚ノ者真寐⁽¹⁹⁾

謹白

明治廿八年 清隱山安居之日

三月初三日 微笑庵謹寫

翻刻註記

- (1) 前半第一問
- (2) この「二」は問いを終える箇所を示すために挿入されたと思われるが、文意からすれば、二行前の「尽力スベシト」までが第一問の問いに該当すると思われる。
- (3) 前半第二問
- (4) 『大智度論』卷三二「積初品中十八空義第四十八」からの取意、『大正藏』卷二五・二九三b
- (5) 『中庸』第二章、『大学・中庸』一四一頁
- (6) 後半第一問
- (7) 以下、後半第一問に対する第一の応答となる。
- (8) 以下、後半第一問に対する第二の応答となる。
- (9) 「ヘベシ」とあるが、おそらくは「フベシ」であろう。

- (10) 『遺教経』からの取意、『大正蔵』巻二二・一一一〇c
- (11) 『妙法蓮華経』「如来寿量品」、『大正蔵』巻九・四三c
- (12) 著作名から靈芝元照『四分律行事鈔資持記』(『大正蔵』巻四〇所収)を指すと思われるが、該当する文脈は不明。
- (13) ゴータマIIブツダの妻であったヤショードラー(漢訳仏典では「耶輸陀羅」と表記されることが多い)出家に因む話である。典拠としては複数考えられる。女性の出家により仏法(正法)の寿命が五百年短くなる説は、ゴータマの継母ゴータミー(マハーパジャパティ)の出家に因む話として記録(『中阿含林品瞿曇弥経』第十、『大正蔵』巻一・六〇七b)されることもある。律典の一部は、ゴータミーとヤショードラーの出家を同時期とするものもある。
- (14) 本文の註記(19)を参照のこと。
- (15) 以下、後半第一問に対する第三の応答となる。
- (16) 「墮獄」と書くはずだったと思うが、著者か書写者か、何れかの誤記である。
- (17) 「シ」は衍字か。
- (18) 「幼」と読めるが、「幻」の誤記であろう。
- (19) 6才に入る文章だが、誤記のために消されて巻末の奥書を書くための用紙になったものか。

参考資料

- ・『大正新修大蔵経』を参照した。引用などを行う場合には『大正蔵』と略記し、巻数・頁数・段数をもって表記した。
- ・金谷治訳『大学・中庸』岩波文庫・一九九八年

有安道人『彈僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について